

令和7年10月9日
指 導 室

令和8年度以降の夏季休業期間の変更について

1 夏季休業期間の変更

昨今の猛暑日の増加に伴い、教育活動における熱中症のリスクが高まっており、こどもが安心、安全に教育活動を実施するため。また、現状として標準授業時数を十分に実施することができており、過度な授業時数実施を軽減するために、令和8年度以降の夏季休業期間を変更する。

2 変更内容

(1) 小学校、中学校及び義務教育学校

【変更後】 7月21日から8月31日まで (令和8年度以降)

↑

【変更前】 7月21日から8月24日まで

(2) 幼稚園

【変更後】 7月21日から8月31日まで (令和8年度以降)

↑

【変更前】 7月21日から8月28日まで